

岩手県告示第 621 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 35 条で準用する同法第 27 条第 3 項に基づき、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 24 日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人若竹会	宮古市緑ヶ丘 2 番 3 号	平成 19 年 4 月 1 日